



広報

ごよがわら

発行所
五所川原市役所
534号
昭和58年1月1日
印刷 西北印刷

市の人口
53,049人

男 25,670人
女 27,379人

世帯数 14,666

(昭和57年12月1日現在) 住民基本台帳から



(No.6) 市都市計画課

「建築物等の移転と補償」について考えてみましょう。

事業計画もさることながら、実際に生活している人として、自分の土地や建物換地計画(59年-)のことが一番最初に内容として知っておきたい点ではないのか、また補償はどのような考え方に基づくのか。こういったことが不安をとりあげてともに考えてみたいと思います。



補償について



仮換地が指定されると、従前地にあった建物、工作物、竹木等は仮換地に移転していただくことになります。これらの移転は仮換地の形や大きさ、建物の規模に応じた工法により、施行者が権利者の方々と協議をし、移転補償金を支払い、それによって、権利者の方が移転工事を行なうことになります。

補償一覧表

●印はこれに該当する場合に受けられる補償の種類を示す。

補償項目	自分の家に住んでいる場合	家を賃貸借している場合		補償の内容
		借家人(間借人)	建物所有者	
建物移転料	●	—	●	建物の種類、構造、経過年数、移転工法等による。
工作物等移転料 (樹木・石類を含む)	●	●	●	門扉、その他建物の内外をとわず設置された附帯設備及び竹木、土石等の移転料
動産移転料	●	●	—	家財道具、商品、その他の運搬費
仮住居補償	●	●	—	仮住居の使用に要する費用
営業補償	営業しているとき ●	営業しているとき ●	—	移転期間中の収益減及び給与、賃金等の休業手当、仮営業所等
家賃減収補償	—	—	●	移転期間中の家賃減収相当額
移転雑費	●	●	●	建築物確認手数料、登記料、仮住居の選定費など
農業補償	—	—	—	農業休止の補償、立毛補償
工法	曳家—現在の家をそのまま曳いて移転する。仮換地が従前地に近く、形も似ていて、もとの家をそのままおさめるだけのゆとりがある場合に使用される。 解体移築—曳家が困難な場合に使用され、現在の家を解体し、再使用できる材料は使用して以前のものと同様の形に仮換地に再築。 その他—一部除却等があります。 ※本地区においては曳家工法を主とする。			

植費の算定となります。

伴うので、移転時期の実態に
ります。



事業実施

◎以上のことから補償そのものは、個々の物件によって形状・面積・材質・経過年数、また工作物等がおのおのちがいますので、補償額それ事体も権利者ごとに異なります。これらの事項を協議し、契約した上ではじめて、移転工事の着工となります。

◎南部地区においては、こういった換地計画においてとりあげられるところの特に関心のある土地、建物について、現段階において農地と住宅地に区分してアンケートを作成し、それによって可能な範囲でみなさまの意見を最大限に生かしていきたいものと考えます。

アンケート作成は1月から3月にかけて予定しております。

南部地区土地区画整理事業の紹介 今回は、区画整理事業による

地区関係者のみなさま方におかれましては、将来計画、などがどのようになるのか、この先の段階であるところのでしょうか。例えば、もし建物の移転となった場合はどうの材料ではないかと考え、主として今回は、「移転と補償」

建物移転と損失

〈移転補償の考え方〉

- イ) 建築物等の移転補償金の算定には特別な構造のものは別として、一般の木造建築物について、基礎や屋根の形態、木工事における材質や形状、内壁や外壁の構造、天井の高さ、その他建築工事に必要な仕様にもとづき所定の調査を行い算定することになります。(特別なものには、ブロック造および鉄骨造など) 建物の移転料+曳家工事費+補修費(その他損失補償あり)。
※補修費は、その時点で新築した場合にはどの位の費用がかかるかを算定したものを基礎にし、それに曳家補修費補償率を乗じて得た費用。
- ロ) 補償算定にあたっては、土台、柱、造作材、内外壁等の補足材および基礎工事、水道、電気、排水、風呂、便槽などの附帯設備は再設に要する工事費を各々算定し、コンクリート叩きやブロック塀も再設費用となる。また立木は移
- ハ) 補償のなかの建築資材費および労務費等は物価の変動があわせ、そのつど修正し算定したものを補償することにな

ご主人に亡くなられたりしたときに、最近の一年以上保険料を完納していれば、障害年金・母子年金・準母子年金などの支給があります。

二十歳になったら、ぜひ国民年金に加入しましょう。職業が変わって他の公的年金制度(厚生年金など)に加入すればその年金と通算されますので、掛けた保険料は無駄になりません。そして老後(六十歳以後)に年金を受けるときは、納めた期間に応じた年金が受けられます。

なお、年金額は消費者物価の上昇に応じて、スライドして改定されますから目減りしません。ですから、しっかりとした老後の生活設計が成り立ちます。

詳しいことは、市社会課 国民年金係にご相談下さい。

寺田市長辞任

五十二年三月初当選以来、五年九カ月にわたり市政を担ってきた寺田市長が、一身上の都合により辞表を提出しました。

出、十二月定例市議会最終日の二十一日議会で承認されました。寺田市長の辞任により、

対馬総務課長が引き続き市長の職務代理者をつとめます。また、高橋助役は十二月二十一日健康上の理由から辞職願を市に提出、二十二日受理されました。

二十歳です、成人です

国民年金に加入しましょう

新年あけまして、おめでとうございます。成人として多くの権利と義務が生じます。

成人を迎えられる皆さん、国民年金に加入することおめでとうございます。

あなたも二十歳になると、国民年金は農林漁業、商

工業、サービス業などの自営業者と、その家族。厚生年金などの公的年金制度に加入していません。日本に住所がある人(外国人も)は、

すべて加入しなければならぬ国民の年金制度です。もう二千八百万人が加入し、六百万人以上が年金を受けており、わが国では一番大きな年金制度です。

若い人達にとっては、年金の話など遠い将来のことと考えられるかも知れませんが、国民年金は老後のことばかりでなく、交通事故などでけがをしたり、万

昭和五十七年度の市税は全部納めましたか。市税は十二月二十八日で納期が終わりま

す。以後はすべての市税が納期外となり、未納の場合は滞納として取り扱われます。

「市税は納めましたか」

滞納には督促状、催告書等が発送され、督促手数料、延滞金等が加算されます。さらに誠意のない悪質滞納者には、滞納整理として差押処分がなされます。市税の納め忘れや納付の遅れている方は、これらのごとくは、早急に対応して下さい。

なお、過年度滞納についても同様に差押処分前に納付するようにして下さい。

1日からスタート

2. 資格の取得と手続について

こんなとき	手続	いつまで
70歳になったとき	保険証と印かん持参の上市保険衛生課窓口へ	70歳の誕生日まで
昭和58年2月1日現在70歳以上の人	すでに老人医療受給者証の交付を受けている人は、受給者証と保険証及び印かん持参の上、市が指定する期日まで新しいものと交換して下さい。その他の人は、保険証及び印かん持参の上、市保険衛生課窓口へ届出て下さい。	受給者証の交付を受けている方は別記による。その他の人は法律施行前なるべく早く
転入してきたとき	保険証と印かん持参の上、市保険衛生課窓口へ届出て下さい。	14日以内
転出するとき	老人保健法、医療受給者証を添えて届出て下さい。本庁扱いの人は市保険衛生課窓口へ支所扱いの人は支所の窓口へ	転出する前に
死亡のとき	死亡の届出義務者が死亡した者の健康手帳及び受給者証を添えて本庁、支所の窓口へ届出て下さい。	すみやかに
市の区域内で居住地を変更したとき	受給者証と印かん持参の上市保険衛生課窓口へ届出て下さい。	14日以内
加入資格を失ったとき	生活保護を受けるようになり加入資格を失ったときは受給者証を添えて市保険衛生課窓口へ届出て下さい。	すみやかに
65歳すぎて寝たきりになったとき	国民年金証書または医師の診断書および保険証、印かん持参の上市長に認定の申請をして下さい。	寝たきりになったとき
昭和58年2月1日現在65歳以上70歳までで寝たきりの状態にある人	すでに老人医療受給者証の交付を受けている人は、受給者証、保険証、印かん及び国民年金証書持参の上、市が指定する期日までに新しいものと交換して下さい。その他の人は、医師の診断書及び保険証、印かん持参の上、市保険衛生課窓口へ届出て下さい。	受給者証の交付を受けている方は別記による。その他の人は法律施行前なるべく早く

別記

昭和58年2月1日以前に老人医療費受給者証の交付を受けている方は、下記日程により新しいものと交換しますの

載し、自らの健康管理に役立てるため健康診査の受診者等が必要となる人に対し交付いたします。

健康教育 成人病の子防や健康に関する知識の普及と自覚を高めるため、保健学級や講演会等が開催されます。

健康相談 住民の健康に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うため、健康相談室等が開催されます。

健康診査 成人病の予防と早期発見を図るため、「一般健康診査」と、「胃がん、子宮がんを対象とした」が「がん検診」が開催されます。

で必ず所定の期日まで交付を受けるようお願いいたします。

◎持参するもの

1. 印かん
2. 老人医療費受給者証（前にお渡ししてあります）
3. 保険証（国保、社保、共済保険等）

健康手帳（医療受給者証）

交付日程

地区名	ところ	と	き
梅	沢梅 沢支所	1月25日(火)	午前9時～ 午前11時30分
七	和七 和支所	1月25日(火)	午後1時～ 午後3時
長	橋長 橋支所	1月26日(水)	午前9時～ 午前11時30分
飯	詰飯 詰支所	1月26日(水)	午後1時～ 午後3時
毘	沙門 毘沙門支所	1月27日(木)	午前9時～ 午前11時30分
三	好三 好支所	1月27日(木)	午後1時～ 午後3時
松島、松島町、中川栄、みどり町、千鳥町、栄町、田町、蓮沼、不魚住、元町、新町、柳町、川端町、寺町、岩木町	市保険衛生課	1月28日(金)	午前9時～ 午後4時
鎌谷町、烏森、一ッ谷八重菊、下り枝、弥生町、布屋町、東町	市保険衛生課	1月29日(土)	午前9時～ 午前11時30分
大町、本町、旭町、難田、敷島町、錦町、幾島町、柏原町、末広町、上平井町、中平井町、下平井町、長橋字、権元、幾世森、新宮、芭蕉小曲、沼田町、若葉	市保険衛生課	1月31日(月)	午前9時～ 午後4時

※なお、当日都合により交付を受けられない方は、上記日程以後市保険衛生課窓口から交付を受けて下さい。以上についての問い合わせは下記にご連絡下さい。

五所川原市役所
保険衛生課

老人保健医療係(電話代35-2111 内線268・269番)まで。

医療以外の保健事業

医療以外の保健事業はつきのとおりです。

○対象者 四十歳以上(子宮がん検診については三十歳以上)の人が対象になります。ただし、事業所等で行う健康診査等の保健サービスを受けられる人は一応対象外となります。

○保健事業の内容
健康手帳 健康診査等の記録や成人病予防等に関する必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てるため健康診査の受診者等が必要となる人に対し交付いたします。

老人保健制度!! 2月



2月1日から70歳(寝たきりの人は65歳)以上のすべてのおとしよりは、新しく生れた老人保健法により老人保健でお医者さんにかかることとなります。

現在、どのような医療保険に(被保険者あるいは扶養家族として)加入しているようとも、70歳(寝たきりの人は65歳)を過ぎれば、医療については、いままでの医療保険からは切り離され老人保健でお医者さんにかかることになりました。

ただし、いままで加入していた医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格はそのまま残され、医療以外の給付(たとえば葬祭費など)は、いままで加入していた保険から支払われます。

老人保健制度のあらまし

老人保健は2つの事業を行います。

一つは70歳(寝たきりの人は65歳)以上のおとしよりは対象に行う医療と、もう一つは40歳以上の人を対象に行う保健事業です。

◎70歳とは

老人保健による医療は、70歳の誕生日の属する月の翌月から開始されます。ただし誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。

たとえば誕生日が2月10日であれば3月から開始され2月1日であれば2月から開始されます。

◎寝たきりの人とは

寝たきりの人とは、政令に定める程度の障害の状態の人で市長の認定を受けた人をいいます。文字通りの寝たきりの人とは限りませんのでご注意下さい。

1. 医療について

(イ)対象者

- 1. 年齢が70歳(寝たきりの人は65歳)以上であること。

と。

- 2. いずれかの医療保険に加入していること。
- 3. 当市に居住地があること。

以上3の要件を満たした人は、所得に関係なく全ての人が医療を受けられます。

(ロ)健康手帳

現在みなさんがお持ちの老人医療受給者証は(1月31日)で使用できなくなります。その代り健康手帳が交付されます。健康手帳には医療の受給者証が入っておりますのでお医者さんにかかる場合は、保険証と一緒に健康手帳を持参提示して医療を受けることとなります。

(ハ)一部負担金

医療を受ける場合は、一部負担金を医療機関に支払うことが必要となります。(従来は無料)

外来の場合

一つの医療機関について1か月400円

入院の場合

1日300円2か月間(ただし、健康保険や共済組合の被保険者本人が入院した場合は50日間)

◎一つの医療機関とは

たとえば、1か月の間に胃が悪くて内科の病院にかかり、眼が悪くて眼科の病院にかかった場合は、病院、診療所が変わるごとに、1か月400円支払います。総合病院は各診療科を一つの医療機関として取扱うことになっており、各診療科ごとに1か月400円支払います。

◎1か月とは

外来診療の場合

1か月とは暦月によります。

つまり、1回受診して400円支払えばもうその月は支払う必要はありません。月が変わると、またその月の分を支払うこととなります。

したがって月の終りの日に受診し、翌日の1日目にも受診すれば前日も次の日もそれぞれ400円支払うこととなります。

◎2か月間とは

入院の場合

一部負担金を支払う2か月間とは、入院した日から、入院した日の翌々月の、入院した日の前の日までのことです。たとえば、3月4日に入院すれば翌々月の入院した日の前の日つまり5月3日までとなりその間、一日300円の一部負担金を支払うことになり、その後は何日入院しても支払う必要がありません。

機能訓練

寝たきりの状態になることを予防し、日常生活の自立に必要な訓練を、医療機関以外の施設入所者等を対象に実施されます。

訪問指導

家庭において寝たきりの状態にある人や健康診査等の結果必要と認められる人を対象に保健婦や看護婦等による訪問指導が行われます。

以上医療以外の保健事業を昭和五十八年四月から実施し、期日、場所等を、広報「ごしよがわら」にその事業ごとに掲載いたします。

市民講座開催

家庭の健康

隣り近所、お誘い合わせのうえおいで下さい。

□とき 一月二十二日(土)午後一時三十分から三時

□ところ 市中央公民館

□講師 清水満江氏

□足心道 指導員

□演題 「家庭の健康」

□受講料 無料

市内の中・高校生を交通事故、非行から守るため、とくにこれからの冬季休業期間、正月、学年末期間をひかえ留守家庭生徒の溜り場、下宿先等を重点的に市

1 高校生のバイク、自動車の運転使用は特別の事項で許可している以外は、各校が禁止しておりますので、父兄の方々の協力をお願いいたします。

2 高校生の喫煙、服装の乱れは、左記の非行につながりますので、各家庭、下宿先等で責任をもって指導、監督してもらいたい。

3 高の先生方が毎日のように市内巡視を行っております。（西北五高校PTA五所川原地区生徒指導部会）

4 マージャン等の賭け事、不純異性交遊、デイスコ、喫茶店等の出入り、モーターの出入り、バイクの暴走と万引行為。

5 冬休み中学警連の小・中、

生徒を交通事故、非行から守るため 保護者の自覚と協力を

内各高校PTAの責任において巡視指導するようお願いいたします。

【期間】 生徒の冬季休業に入る直前と休業明けの直後

【非行事項】 シンナー遊

社会福祉事業にと三十万円寄付

先に亡くなったみちのく銀行副社長斎藤友七さんの夫人政子さん（市内上平井

町）は十二月八日、市の社会福祉事業に役立てて下さいと三十万円を寄付、長谷川市福祉事業所長に手渡し

十二月五日、市民文化会館で開いた第十六回歳末助け合い芸能祭での収益金を贈ったものです。

夫人の意志で故人が生前世話になったお礼を兼ね、香典返して贈ったものです。

歳末助け合いに三十万余円寄付

ちどり会の皆さん

ちどり会（佐々木伸雄会長）はこのほど、市社会福



社会福祉事業にと十万円寄付

財団法人新宗連奥羽総支部（田沢康三郎会長）は十二月十二日、社会福祉事業に役立てて下さいと十万円を市福祉事務所に寄付しました。

製造業を営む皆さんへ 「工業統計調査」を実施

製造業を営む皆さん、今年も恒例の「工業統計調査」が実施されます。

十二月三十一日現在の調査のため、年末年始のお忙しい中を調査員が伺いますが、ご協力下さるようお願いいたします。

この調査によつて、わが国の製造業の実態や製造活動の現状が明らかになります。

〔甲調査〕 従業員三十人以上の事業所を対象とします。

〔乙調査〕 従業員二十

九人以下の事業所を対象とします。

〔丙調査〕 製造業に属する本社・本店を対象とします。

ただし、今回の調査では従業員三人以下の事業所の一部を乙調査の対象から除きます。

なお、主な調査項目は、事業所名、従業員数、原材料及び燃料使用額、製造品出荷額、有形固定資産投資総額などです。

この調査について不明の点は、市総務課企画室統計調査係（☎351-2111番・内線三二八、三一九番）へお問い合わせ下さい。

出演料を教育振興会へ寄付

さとう宗幸、伊奈かつべい

市内大町の小林昭二さんは十二月七日、歌手のさとう宗幸、伊奈かつべいから託された十万円を市教育振興会へ寄付しました。

喫茶・カルネードールのグループである小林さんをはじめ小関勝治さん、山谷芳弘さんらは十一月八日ティナーショーを企画、これに

出演したさとう宗幸、伊奈かつべいが出演料をなかに役立てて下さいと同グループに託したもので、すでに西北中央病院の療育学級にカラーテレビ一台を贈っています。

小林さんの先輩である竹内広さんが、親友のさとう宗幸をグループに紹介した

ところ意気投合、「津軽が好きだ」というさとうは、青森を訪れるとグループと会い親交を温めているのとです。

農委選挙人名簿申請書の提出お忘れなく

詳しくは、十二月十五日の市広報ごしよがわらをご参照下さい。



少年の主張発表大会教育長賞

「町には言葉が少なく
なっている」。

「町には言葉が少なく
なっている」。
「そんなことはない」。
「そうではない」。
「持ってたあげましようか」。

「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。

「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。

「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。

きないでしよう。とう
とう荷物を道路に置いて
しまいました。

おばあさんのそばには、
大人の人が五、六人いま
した。でも、だれ一人
「持ってたあげましようか」。
と、声をかける人はい
ませんでした。私と友達
は、

心の輪が広がる言葉を

五所川原小学校六年

三浦優香

「持ってたあげましようか」。

「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。

「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。

て、歩き始めました。
私はだまっていたらな
くなり、思い切つて
「持ってたあげましようか」。

「助かるのー」。
と言いました。その荷物
を持ちながら三人でいろ

「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。

「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。

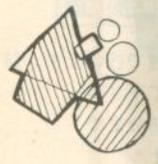
か」。

この、たった一言が言え
たおかげで、おばあさん
のやさしい心にふれるこ
とができ、私はすつきり
した気持ちになりました。
おばあさんも目の所にし
わをよせ、笑顔で話して
いたので、きつとうれし
かったのでしょう。

「大丈夫ですか」とか
「この席どうぞ」。
と言う言葉を、町にもつ
と増やしていかなければ
ならないと思います。

「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。

「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。
「持ってたあげましようか」。



共同募金に八万余り寄付

五所川原合唱団

五所川原合唱団(代表笹
昭夫)は十二月十日、市社
会福祉協議会の共同募金会
に八万六千六百円を寄付し
ました。

お年寄りたちに ケーキ贈る

サンモリッツ小野
市内姥菘の和洋菓子店サ
ンモリッツ小野(小野慧
経)では十二月十五日、養
護老人ホームくるみ園にケ
ーキ六十五個を寄贈しまし
た。

事故線電や配電線 防止でお願い

電気設備で
人身及び建物
に危険を及ぼ
すような状況
が発生した場合
は、最寄り
の東北電力出
張所へお知らせ
下さい。

「交通安全」 巡回相談所

その連絡のた
め出張所より
離れた地域に
配電連絡員を
お願いし、電
気設備につい
ての情報を連
絡して下さい
とお願いして
おります。

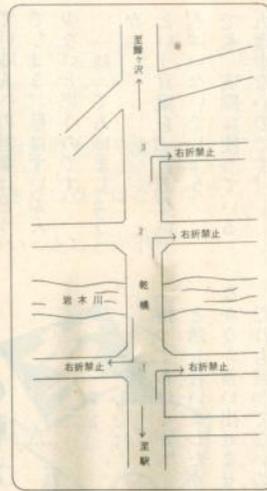
一月は次の日程で開設さ
れます。
お気軽にご利用下さい。
□とき 一月十二日(水)
二十六日(水)
午前十時から午後二時ま
で

□ところ 市民文化会館
別館
青森県交通事故相談所
市民相談室

▽藻川、長尾均(☎36二)

乾橋東側交差点で交通規制

国道一〇一号线、乾橋付
近の交通渋滞を緩和するた
め十月三十日(昭和五十七
年十月三十日付、青森県公
安委員会告示第六十四号)
から寺町二十三番地先の国
道一〇一号线乾橋東側交差
点に終日指定方向外進行禁
止(自転車等の軽車両を除
く車両の右折禁止)の交通
規制が行われています。(ト
ツパン①)



不動産の入札は郵便でも参加できます

裁判所からのお知らせ

一、裁判所では、一般市民・善良な業者の方に、不動産を納得のいく価額で売却するため、期間入札を実施します。(一月の分は十一日から十七日まで七日間)。
二、最低保障金を積めば、入札に参加できます。落札できない場合、保証金をすぐにお返しします。
三、落札できてから代金納入までは一カ月あります。
四、買受け希望者のため十二月二十一日から不動産

の価額や権利関係を明らかにした書面の写しと、公告書を裁判所の玄関ホール付近に備え付け、自由に閲覧させていただきます。
五、入札書は期間中執行官に提出するか、または書留郵便で送付することもできます。
六、詳しくは青森地方裁判所五所川原支部執行官室(☎04四〇六九)書記官室(☎04二九二八)でお問い合わせ下さい。

また近く、乾橋西側小曲

地区の国道一〇一号线路上の交通渋滞を緩和するため、乾橋小曲側交差点を重点に、付近交差点の右折禁止の交通規制を朝夕のラッシュ時間帯を対象に行う予定です。(ツパン②・③)

これらの交通規制は、国道一〇一号线路上の交通渋滞を緩和し、交通事故を防止するための措置ですので、ドライバーを始め地域の方々のご理解と協力をお願いします。(五所川原警察署)

冬期技能講習会

対象は出稼労働者

- ガス溶接 一月二十四日、二十五日、西北労働基準協会
- 玉掛け 一月二十六日、二十七日 右同
- 土止め支保工 二月三日、四日、北五建設協会
- 地山の堀削 二月九日、十日、右同
- 定員 各科目とも五十人。
- 講習時間 午前八時から午後五時まで
- 受講者の準備するもの 写真二枚(免許証用と同じ大きさ)。返信用封筒(四)
- 申込み先 五所川原公共職業安定所、または市民相談室
- 申込み締切り 一月十五日
- 申込み先 五所川原公共職業安定所、または市民相談室

乳幼児の健康診査

乳幼児の健康診査と健康相談を次の日程で行います。該当する赤ちゃんには、受診させるようにして下さい。
■受付時間 午後12時45分から1時15分まで
■持参するもの 母子健康手帳。バスタオル
現在病気治療中か他の医療機関で健康診査を受けている乳幼児はご遠慮下さい。
1歳6ヵ月児に限り歯科衛生指導も行います。

月 齢	対 象	と き	と ころ
3ヵ月児	昭和57年10月生まれの乳児	58 2月8日	旧中央公民館
6ヵ月児	昭和57年7月生まれの乳児	58 2月15日	
1歳6ヵ月児	昭和56年8月生まれの乳児	58 2月23日	

お産の準備と心得

母親教室へどうぞ

丈夫な赤ちゃんを生み育てるため、また安心してお産の準備ができるよう五所川原保健所では次の日程で「母親学級」を開きます。
□とき 一月十二日(水)
◎テーマ「出産」
□とき 一月十六日(水)

街頭献血のご案内

移動採血車「青い鳥号」が、次の日程で街頭献血を行います。みなさんのご協力をお願いします。
□とき・ところ
※一月七日(金)
午前十時から正午まで、市役所前お祭り広場
午後一時三十分から四時まで、東北電力五所川原営業所
□一月十三日(木)
午前十時から正午まで、旧敷島分院前
午後一時三十分から四時まで、丸友デパート駐車場
あなたも献血手帳を

広報紙の早期配布にご協力下さい

◎テーマ「赤ちゃんの保育」
■受付時間 いずれも午後零時四十五分から五所川原保健所
■持参するもの 母子健康手帳